

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成28年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	平成29年3月29日(水) 午前10時から午前11時42分
3. 開催場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 本庁舎5階左側第1会議室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、中村 貴雄、宮本 留規、 松田 ますみ、門 暉代司(副会長)、赤塚 邦代、 中北 直子、村井 浩一  (事務局) 都市整備部長 : 永作 友寛 都市整備部次長 : 白藤 哲央 都市計画課長 : 長谷川 浩司 景観推進室長 : 山本 誠 景観推進室主任 : 新田 浩隆 景観推進室 : 齋藤 和也
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市都市整備部都市計画課景観推進室 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

## 平成 28 年度 第 1 回松阪市景観審議会議事内容

### 1. あいさつ

### 2. 議事

#### 審議事項

- (1) 松阪市景観計画の改正について
- (2) 松阪市景観計画改正検討委員会の設置について

#### 報告事項

- (1) 届出等実績について
- (2) 景観重点地区（候補地区）への取り組みについて
- (3) 景観普及、啓発事業について

### 3. その他

### 4. 閉会

司会       ・ 審議会開催にあたっての説明  
            ・ 傍聴者入場の説明

部長       ・ あいさつ

司会       ・ 委員紹介  
            ・ 会長及び副会長の選出  
            ・ 審議会の目的説明  
            ・ 委員出席人数の確認  
            ・ 配付資料の確認  
            ・ 議長選出

            それでは、会長、議事進行をお願いします。

会長       みなさんおはようございます。本日はお忙しい中、松阪市景観審議会にご出席頂きありがとうございます。それでは、資料をもとに進めますので、適宜ご意見等がありましたらよろしくをお願いします。

            事項書をご覧ください。

            「2. 議事」の審議事項に入ります。

            審議事項は（1）松阪市景観計画の改正について、（2）松阪市景観計画改正検討委員会の設置についてということで、2つの議案となります。この2つの議案はともに関連していますので、2つの議案を説明していただいて、それに対して委員の皆様からご質問等を頂ければと思いますので、よろしくをお願いします。

            それでは、事務局より議案の第1号と第2号を一括して説明をお願いします。

事務局     ・ 2議案を朗読。  
            ・ パワーポイント及び配布資料をもとに審議事項を説明。

会長       ありがとうございました。

            ただ今、資料1について説明がありましたが、委員の皆様からご意見やご質問があればよろしくをお願いします。

委員       よろしいですか。

            資料の7頁で「太陽光発電設備の基準を追加」とありますが、今まで基準がなかったというのが驚いています。今回は風力発電なども含めるのでしょうか。太陽光発電だけでしょうか。

会長       今までの運用では、一応、届出が必要な事項のその他に含めているので、その位

置づけがはっきりしていなかったという状況です。

委員 発電設備というように大きく括ってしまう方が良いのではないのでしょうか。いろいろな場所の風景を壊してしまっている状況もあるので、新しいものが出来上がってしまってから基準を作っているのでは良くないと思います。

事務局 会長に少しお答えいただいておりますが、現在も太陽光発電設備は「その他の工作物」として一定規模以上のものは届出を頂いております。今回の改正では、それを特別に明記するという事を考えています。

会長 三重県内においても県や自治体が一斉に対応している状況で、三重県が県内初めてこの4月からガイドラインを施行する状況です。

私が知る限りでは、昨日、亀山市で景観審議会がありまして、問題となっているので進めていこうとなりました。また、志摩市でも同じように2月に景観審議会が開かれて、至急検討しましょうという状況になっています。

他にご意見やご質問はありますか。

委員 景観計画策定から8年が経って、徐々に歴史的なまちづくりということで進んできていると思います。当初気が付かなかったことや、各地域の事情もあるかとおもいますので、見直しはしなければならないと思います。

それと、太陽光発電ですが、岐阜の方では太陽光を含めて規制が厳しくなってきたので、いろいろな業者が三重県に来ているのではないかという話もあるようです。

会長 ありがとうございます。他の方からご意見等がありますか。

委員 先ほどのソーラーの話ですが、先日、環境審議会でもいろいろな意見が出てきて、そろそろしっかりとした規制などが必要だということでした。

現在は1万㎡以上が届出の対象という基準があって、それ以下は届出がでていない。たしか景観は3千㎡だったでしょうか。

会長 1千㎡ですね。

委員 今もメガソーラーの計画があるようですね。

事務局 この後の報告事項で説明をさせていただきますが、再生エネルギーの観点から推奨してきた経緯もございますので、景観としての判断も難しい側面があります。現在は、水上型のフロートタイプ、山間に設置されるものなど様々な形態のものがあり、会長とも相談しながら、県がガイドラインという一定の基準を設けた中で市と

してもそのような内容に基づいて今後指導を進めていくために、景観計画の改正やこれからの方向性を示していく必要があると感じているところです。

委員 小規模なものが増えています、茶畑や里山は残してもらいたいですね。

事務局 再生エネルギーの推進という側面もあり、あつてはならないものとするのは難しいところがあります。反射しないものも増えてきており、海岸沿いで水面に浮いているものは一見すると海か太陽光発電か分からないものもあります。いろいろな側面から考えて作っていく必要があると思っています。

委員 生態系の側面から環境調査を行うという話も出ていました。

会長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員 殿町を含めて松坂城跡の石垣あたりが「がけ条例」にかかるということで、普通であれば建築物を建てられないということになりますが、歴史的なものもありますので、市としては何を優先していくべきものでしょうか。

事務局 「がけ条例」の件についてはご質問を頂いた経緯がありました。本来であれば三重県の条例では高さの2倍退かなくてはならないとしていますが、松阪市ではそれを適用除外として内部で規定を作りました。危険だから距離を取りなさいということですが、完全に安全かどうか、地震等もあるかもしれませんが、今の歴史的なものから見たときに特殊なものであるためそれはおかしいだろうということで、2月の段階から適用除外にしていくこととしました。

委員 石垣を十何年かけて税金で修理してきて、もし、そのような判断になったら何をしとったんだとということになる。石垣については、経験的なものから3m50cmぐらいの砂利をおいて、勾配も検討して積み替えたものということで、それは対象外だと思っていました。

会長 ありがとうございました。他に委員からご質問等はございますでしょうか。

委員 熊本の地震では石垣が大きな被害を受けて現在文化庁が検討をしているかと思いますが、石垣の修復・復元は従来通りの元通りに戻すのではなく、おそらく修復・復元方法が変わってくるだろうと思っています。

松坂城は石垣の修復はほとんど終了していますが、地震による想定外の被害であったため、今後その工法が変わってくると思っています。

委員 昔に中へコンクリートを入れてという話もありました。

会長 御城番屋敷も耐震補強をしましたし、その時代のニーズに応じて修復の方法も変わってくるかと思えます。

他にはいかがでしょうか。

会長 私から補足ですが、今ご意見を頂いたように、三重県内の他市の太陽光発電とか風力発電などの自然再生エネルギーに関する届出がすごく増えてきています。松阪市と同じように、他の市も景観計画のその他事項に入れているので、太陽光発電の届出があったときにどのような指導を行っていくかを具体的には決めていないことが多いかと思えます。

そのため、ケースバイケースの指導は良くないということで、松阪市と同じように新年度に入ってから具体的な取組みをするところが多いと思えます。

少し前は、携帯電話の基地局の届出が多く出てきて、それに対するガイドラインを県で作ったので、それに対する指導は各市とも軌道に乗ってきていると思えます。例えば、足元のところを植栽するように指導して応じてもらったり、配置をずらしてもらったり、景観上支障がないように事業者側にも協力してもらっています。そして次に新たな課題となってきたのが太陽光発電や風力発電関係という状況です。

鳥羽市も駅を降りたすぐの安楽島に巨大な太陽光発電が出てきて、都市計画審議会でも問題となり、鳥羽の観光協会も強く反対意見を言っていました。ただ、鳥羽市は景観行政団体ではないため、景観計画がなくその対応が後手にまわっている状況ですが、鳥羽市も新年度から景観計画の策定に入るという動きもその後押しになっています。

松阪市でも景観審議会でも報告させていただきましたが、三重大学と一緒に頑張って松阪市の景観計画を研究して、次のステップに上げていくために見直すべき点を審議会に報告させていただいたとおりです。良い方向で景観計画が見直せたらと思います。

あと、室長からも説明がありましたが、全国的な動向として政府が国の政策の一環で、インバウンド対策に歴史的建築物を活用して地域創生に結び付けることを位置づけており、これは国策として外国人観光客を増やすということです。東京オリンピックが2020年にあるので、それまでに他国に負けないような観光立国を目指したいというのが背景にあります。

今までは建築基準法上の適用除外は難しかったのですが、国が歴史的建築物に対する建築基準法の緩和条例を作ることを認めてきていて、川越市とかいろいろな市が作り始めてきている状況です。松阪市も建築審査会をもっている特定行政庁であり、特定行政庁の判断で緩和条例を作ることは可能ですので、特定行政庁をもたないところよりもやり易い状況になっています。他市の状況も見ながら新年度の景観計画の改正の一環として他市の緩和条例の内容も確認して、松阪市でも検討していただければと思います。

参考までに私は6月に兵庫県豊岡市に呼ばれていますが、これは城崎温泉に三階

建ての木造建築があり、建築基準法を適用するとなかなか維持ができないのですが、豊岡市では城崎温泉の町並みを守るために緩和条例の制定を目指していきまして、近々成案となる状況にあると聞いています。松阪市もそのような動きを参考にしていればと思います。

私の方から補足としては以上になります。他にご意見はいかがでしょうか。

委員 別の話題になりますが、ポケットパークの件になります。

せっかく鳴り物入りで立派なものことができましたが、何も見る物がないし、お茶を飲むところもないし、何とかできないかというような声が多いのですけれども、せめてお茶ぐらいは飲めるところや、松阪のものを売る店でも作って業者に売ってもらうとか、何かできないか考えていただきたいと思っています。

ライオン像に乗るだけでは一回行ったらまた見に来てもらえないし、特に冬は寒くて立ち寄らないと思います。観光に来た方は一度は寄られると思いますが、松阪市内の方はそのようなものができたこともあまり知らない状況で、少し寂しいと感じてしまいます。

会長 ポケットパークの活用状況はいかがですか。

事務局 地域の方や観光客の方のお休み処として活用していただく小さな公園ということで、三井家との関わりのあるものを置いて利用していただいている状況です。ただ、観光交流拠点が産業振興センターの横に29年度から建築に入りますが、その時には観光交流拠点の利用状況に合わせてポケットパークと連携をしていただくような活用も検討していきたいので、現在としては、いろいろな事情がありましてご意見を頂いていますが、そのようになってくればもう少し違った形になってくるのかと考えています。

委員 トイレもありませんので。

会長 せっかく整備したので、活用していただいた方が良いですね。

引き続き、ポケットパークの活用については市の方で積極的に努めていただければと思います。

他に審議事項について何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、出して頂いた審議事項につきましては、景観審議会で過去に何度か話し合いをしてきましたけれども、新年度から松阪市景観計画の改正に取り組むということと、見直しの方向性が固まりましたら改めて景観審議会に報告があると思いますので、その際には景観審議会委員の皆さんからご意見を頂ければと思います。

審議事項の(1)と(2)は原案のとおり認めて進めていきたいと思っていますのでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 それでは続きまして、報告事項に入らせていただきます。  
それでは報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ・パワーポイント及び配布資料をもとに報告事項を説明。

会長 ありがとうございます。  
それでは、ただ今報告がありました資料2になりますが、委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

委員 4頁のメガソーラーですが、2番はゴルフ場で現状は山林になりますでしょうか。

事務局 山林と田畑で耕作放棄地というものも多分に含まれていると存じております。  
面積のおよそ半分が県の森林法に係る保安林に該当してくるもので、その残りが田畑等で届出の対象となってくるものです。

会長 保安林にかかっているのでしょうか。

事務局 事業者より聞いている内容ですが、森林法に基づく届出を行ったということで保安林に該当する部分があると聞いています。

委員 庄には火葬場があるかと思いますが、どのあたりになりますでしょうか。その丘陵に古墳があるので。

事務局 地図の右側に少し太い道があるかと思いますが、これが新しくできたビーフロードと呼ばれるトンネルのついた工業団地から抜けてくる道になりますので、そこからは数百メートルの西ところになります。

委員 昨年の景観絵画コンクールの表彰式ですが、最後に小林さんに6年間入賞された感謝状を進呈するということでしたが、ご本人様が途中で帰られてしまってできなかったと聞きました。事前に保護者の方に伝えてもらえたらその場に残っていたと仰って、なぜ帰ったのか聞くと「知らなかったの」と仰ってみえました。

事務局 言い訳ではないのですが、事前文書で交流会まで残っていただけると思っていたので、当日そこで改めてお伝えするまではしておりませんでした。その結果、対応が後になってしまいました。



委員 別のご家族の方と話すと、残っていればよかったのにも話されていまして、もう少し配慮があったらと思いました。

事務局 申し訳ございませんでした。  
そこが行政の堅苦しいところで、表彰式の内容はこのような内容とお伝えして、それとは違った内容で表彰をご提案いただいてさせていただくものでしたので、それなりの手順を踏んでいくと、別の入賞された方もいるところ部内で協議をさせていただいた結果、委員長名で出そうとしたところこのような結果になり、より良い方向でできるようにさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。私も今知りました。  
ご本人に通知をされていて、知っていて欠席をされていたので、事前に内々にでもお伝えしていると良かったですね。  
直接渡すことが出来なかったのも、一声かけて残ってもらえたのであれば良かったですね。  
今後は気を付けていただければと思います。よろしくお願ひします。  
今回表彰した内容は、今後それほど出てこないと思います。毎年熱心に応募していただいて、毎年入賞されて、来年は中学生なので出てこないかもしれません。  
委員よりご意見を頂いて、ありがとうございます。  
他の方から資料2についていかがでしょうか。

会長 先ほどの4頁のメガソーラーについて、新年度に景観計画の変更をしていこうということで良いと思いますが、結構増えてきていると聞いていますので、検討するときに最近出てきた3千㎡を超える太陽光発電の一覧表を作ってもらえないでしょうか。  
他市でも小さなソーラーを含めてそうですが、設置する会社が新規参入のところが多いため、10年、20年後にその会社が倒産して無くなってしまふことも危惧されています。そうすると、所有者の方は土地を貸して契約をしていると思いますが、20年後に性能が低下したため大規模なメンテナンスが必要となってきた時に、設置事業者が倒産して交渉する相手がいなく、所有者の方が自費で撤去できなくて放置されることなどが危惧されます。  
メガソーラークラスだと撤去費用だけでも馬鹿にならないので、県のガイドラインでは設置した後に放置しないような責任についても説明するように指導が入ってきていると思いますので、松阪市でもその点について気を付けてガイドラインを作ってもらえたらと思います。  
20年ぐらいするとリゾートマンションと同じように、所有者不明で土地所有者も高齢で撤去できなくなって放置された太陽光発電がものすごく増えると思います。太陽光発電の電池は健康に発電しているときは良いですが、いずれ産業廃棄物になってしまいます。電池を解体して安全にリサイクルを行うという目途は完全に

たっていないのではないのでしょうか。すべての部品を100%リサイクルはできな  
いと思いますので、新たな産業廃棄物を生み出す可能性もあります。急速に普及し  
てきているので、見切り発車的な部分もあるかと思っています。進行管理まで含めて対  
応している会社もあるかと思いますが、全てがそうではないということを他市から  
も聞きますので、松阪市でもメガソーラーが将来的に負の遺産にならないように今  
後指導していただければと思います。

他にご質問等はございますでしょうか。

事務局 会長、失礼いたします。

一点、先ほどの太陽光発電に関する数字を皆さんにお伝えさせていただきます。  
過去の届出を調べたところ、届出規模は幅が広がっていますが全体で33件、純  
粋な工作物としての届出は24件になりますので、残りの9件は24件の内の土地  
に関わる届出となっています。

これらを整理して改正の検討委員会、室長が申しあげた勉強会というものになる  
のか分かりませんが、これらをまとめて検討を頂きたいと思います。以上です。

会長 やはり、増えていますね。

委員 1千㎡を超えるものですか。

事務局 はい。

会長 1千㎡以下のものは無尽蔵にあるかと思っています。

委員 御麻生菌町から飯南飯高にかけての茶畑に増えてきました。おそらく1千㎡以下  
のものになると思います。

会長 飯南飯高は太陽光発電をするための日照時間などの条件が良いのかもしれませ  
ん。東北の自治体に確認したところ、雪国の方ではまだ深刻にはなっていないと聞  
きましたので、三重県などの西日本が増えているのだと思います。

委員 茶畑の管理が出来なくなって、そのあと太陽光に変わりつつあります。

事務局 今、農地へ太陽光を設置することについては、この4月から規制が厳しくなっ  
ていると聞いています。

太陽光発電のガイドラインにつきましては、会長が仰ったような設置した場合の  
取り決めとして作っておけば、それに基づいて指導もできるということで、この2  
9年度早々に作り上げるべきものと考えています。

その中で、設置に関しては環境・エネルギー政策推進の部署が窓口となっていま

すので、それらを含めた今後の指導をする必要があり、そこは連携を取って進め、都市計画課はあくまでも景観の視点でガイドラインを早急に作り上げるものと思っていますのでよろしくお願いします。

会長           はい、よろしくお願いします。  
                  他にいかがでしょうか。

委員           本日は太陽光が中心でしたが、以前に現場を見せていただいたときに、この審議会は景観ということになります、「ジー」という音や環境を含めていろいろなテーマにリンクしながら進めていかなければならないと思います。会長が仰ったように20年はすぐのことで、フロートのものなども含めてメンテナンスはどのようにやっていくのか、または放置されてしまうのではないかと、そして私が専門の色については、携帯電話のアンテナでも山に近いものは色に配慮されて今は空間に溶け込む色となっていますが、いろいろなものが経年変化していく中で、先を見越した検討をしていかなければならないと思いました。

会長           そのとおりですね。  
                  私は県が調整している国の補助事業で太陽光発電の審査に関わっているのですが、学校屋根など、防災時の避難場所に推奨して太陽光発電を設置しています。それは環境省の補助事業ですが、設置するときには国は補助をしてくれるものの、早く悪くなってしまうバッテリーの交換費用は見込まずに手を挙げているようなので、交換の時に市町がその費用をみなくてはいけないということがあります。

委員           この10年は震災以降も良いことだと進めてますが、どの業界でもバッテリーの問題に頭を悩ませている訳で、20年はあつと言う間ではと考えてしまいます。特に私は茶畑が気になっています。コンパクトなところに設置されますが、集まればあのようだという印象を受けますので、どうにかならないかと考えてしまいます。

会長           よく考えた方が設置すれば問題はないのですが、行政が設置しているものでも中長期的なメンテナンスの検討には温度差があるようなので、それらは危惧されます。  
                  ありがとうございます。

委員           7頁の通知の事例ですが、このような大きな規模の建物について、そだちの丘は中の写真もあってそれなりに配慮されているとは感じますが、エントランスなど一部に木があって、他はそれほど景観に配慮したとは思えないと感じます。中もどれぐらい木を使っているか分からないですが、通知されるほどのものなのかと少し思いました。

会長 事務局からコメントがあればお願いします。

事務局 双方の事例の通知は受けていますが、杉板の横張りをする部分があるという内容で、入札の方法であったり景観の相談の中において、できる部分であったり入札の中で決まってくる部分があり、業者が同時に良いものを実現していくのは難しいという面があるかともいます。

結果的に建物としてできる部分を配慮いただいたということになります。ただし、委員からもお話があったように景観として目指すべきものはあると考えていますので、今後通知など届出があった時にはそのような意識をもって、他の部局等に折衝を行っていきたいと思います。

事務局 補足ですが、建物については今後ご指導を頂くこととなりますが、建設をする部局の方針もありますので、こちらとしてはもっとより良いものとなるような指導をさせていただくことも必要と思います。ただ、担当部局の考え方や入札方法もございますので、これが代表的と説明したのが悪かったかもしれませんが、景観に基づく説明では建物がメインとなりますので事例とさせていただきました。今後、より景観に重視した建物とするように各部局とも調整をさせていただきます。

事務局 もう一点補足させてください。

この二つの事例は、昨年度、公共事業の景観形成ガイドラインで一定のシステムで通知に満たないものもしっかりと見ていこうと審議いただいたものですが、それぞれシステム運用以前の案件でして、景観の事前相談において後手になった可能性のあるものになります。28年度は公共事業景観形成ガイドラインの運用はすでに行っていますので、これらよりもう少し早い段階で分かるような状況にあります。そのような点からも担当の部署とは景観の打合せを行ってきたいと思います。

会長 ありがとうございました。

新年度からは公共事業景観形成ガイドラインも適用されているということで、早い段階で審議会にも報告していただくということでよろしくをお願いします。

委員 15頁の補助金の活用実績で、これは補助金を活用した良い事例だと思いますので、どれぐらいの補助金が入っているかわわかりませんが、景観への意識レベルが高いものを前面にPRしてもらいたいようなものがあればいいのではないのでしょうか。特に空き家対策などの面からも良いと思いますし、委員である私ですらこのように変わったのだという印象だったので、もう少し市民の皆さんに理解していただきやすい内容のものを前面に出してPRしていただけるといいと思います。

会長 ありがとうございます。事務局としていかがですか。

事務局 補助金の平成28年度事業としては1件ですが、その他にも補助金の活用について案内をしていたものもありましたが、施主の方のご意向もありますので、今年度はそれ以上の活用に至らなかったという部分もあります。

先ほど委員が仰ったわかりやすい周知をということで、先日、会長にもお願いした景観交流会で、景観重点地区や候補地区の役員の方だけになりますが出来ていただいて開催しました。このようなことを開催しましたということ紙一枚のものでも自治会等に配りたいということ伝えておまして、その中に補助金の中も入れようと考えたりしていますので、できる限り周知をしていきたいと思っております。

会長 景観アドバイザーで審議していても、初めて出てきた良い事例と思います。提案ですが、今後の啓発事業で景観ニュースとか作って、所有者とかにコメントを出してもらってはいかがでしょう。設計者は「このような点を配慮しました。」とか、「このように最大限努めました。」とか、所有者の方も「やって良かったです。」とか、私たちも地区の景観まちづくりに協力しているということを出して頂ければ良いのではないのでしょうか。

委員 所有者の方に確認を取って、市の広報に補助金を使ったということを紹介するのも良いのではないのでしょうか。

会長 そう思います。積極的に協力をしてもらえたので、関係者の方を褒めてもらうのが良いですね。ありがとうございます。ぜひ努めていただければと思います。では、他にいかがでしょうか。

委員 23頁ですが、私も参加して会長の分かりやすい講演を聞き、その後に地域の方と交流がありました。交流会は始まって10回目ということですが、市場庄地区などは役員が変わり、当時の方の意識と変わってきましたので、もう少しいろいろな事例を見ながら景観交流会をステップアップしていく必要があるかなと思えました。

事務局 確約はできないところもありますが、平成29年度の景観の予算の中で交流会をしますというものが入っています。会長にも相談したのですが、その中の予算で、県内でどこかで研修をしようかというものを検討していますので、よろしくお願ひします。

会長 景観交流会はぜひ次のステップに行けるように内容の改善をよろしくお願ひします。

それでは、他の委員の方から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。報告事項については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、その他事項については、事務局からは何かありますでしょうか。

事務局 特にございません。

会長 会長よりその他事項を報告  
・「みえ歴史的町並みネットワーク」について  
・書籍「景観計画の実践（日本建築学会／著）」の紹介

会長 その他事項は以上となります。  
事務局からはよろしいでしょうか。

それでは、以上で平成28年度第1回景観審議会を閉会とさせていただきます。  
本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

(閉 会)

司会 ありがとうございました。  
最後に事務局を代表しまして、都市計画課長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

課長 ・課長あいさつ